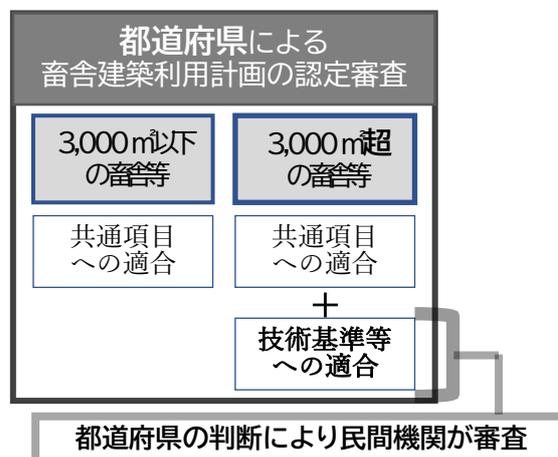


ご申請者各位

畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査について

● 都道府県に提出する畜舎建築利用計画認定申請との関係

畜舎等の建築については、建築基準法より緩和された規制による建築が可能となる畜舎建築利用計画認定の制度があり、この認定を受ける場合は対象畜舎等のある都道府県へ認定申請を行います。認定申請上の手続きは、1棟あたりの床面積が3,000㎡以下か否かで異なり、3,000㎡を超える畜舎等は、「技術基準等への適合」も審査の対象となります。



この3,000㎡超の畜舎等に係る「技術基準等への適合」については、都道府県の判断により指定

確認検査機関に事前審査等を行わせることが認められており、弊社ではこの民間機関審査の仕組みを選択した都道府県を所在地とする畜舎等を対象とし、技術基準等審査を行うものです。

このためご申請者各位には、弊社より適合証の交付を受けた後、改めて都道府県に対し畜舎建築利用計画認定申請を行っていただく必要がありますので、ご了承願います。

● 弊社が行う技術基準等審査の対象地域

弊社ではこの民間機関審査について都道府県の意向を確認し、手続き等に関する協議を行った地域を業務対象としています。現在業務を行える地域は弊社ホームページでご確認ください。

● 技術基準等審査の提出書類について

申請時に必要な書類は下表の通りです。

提出必要部数は【 】参照

提出書類		備考
①	畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査依頼書【1部★】	ERI様式第1号（日本ERIに対する技術基準等審査の依頼書類）
②	委任状又はその写し【1部★】	代理者による申請の場合に必要です。日本ERIに対する技術基準等審査依頼手続き等の委任状を作成して提出してください。
③	畜舎建築利用計画の認定申請書【2部☆】	法定様式（都道府県へ提出する申請書） 弊社が行う技術基準等審査において、申請書の一部を審査対象とするため、ご提出が必要です。
④	技術基準等審査に要する図書・書類【2部☆】	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第64条に定める図書・書類を添付してください。 例) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等の意匠図面、構造図面、構造計算書、設備図面等
	構造計算安全証明書の写し【2部☆】	建築士法第20条第2項により、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合に限り、提出が必要です。

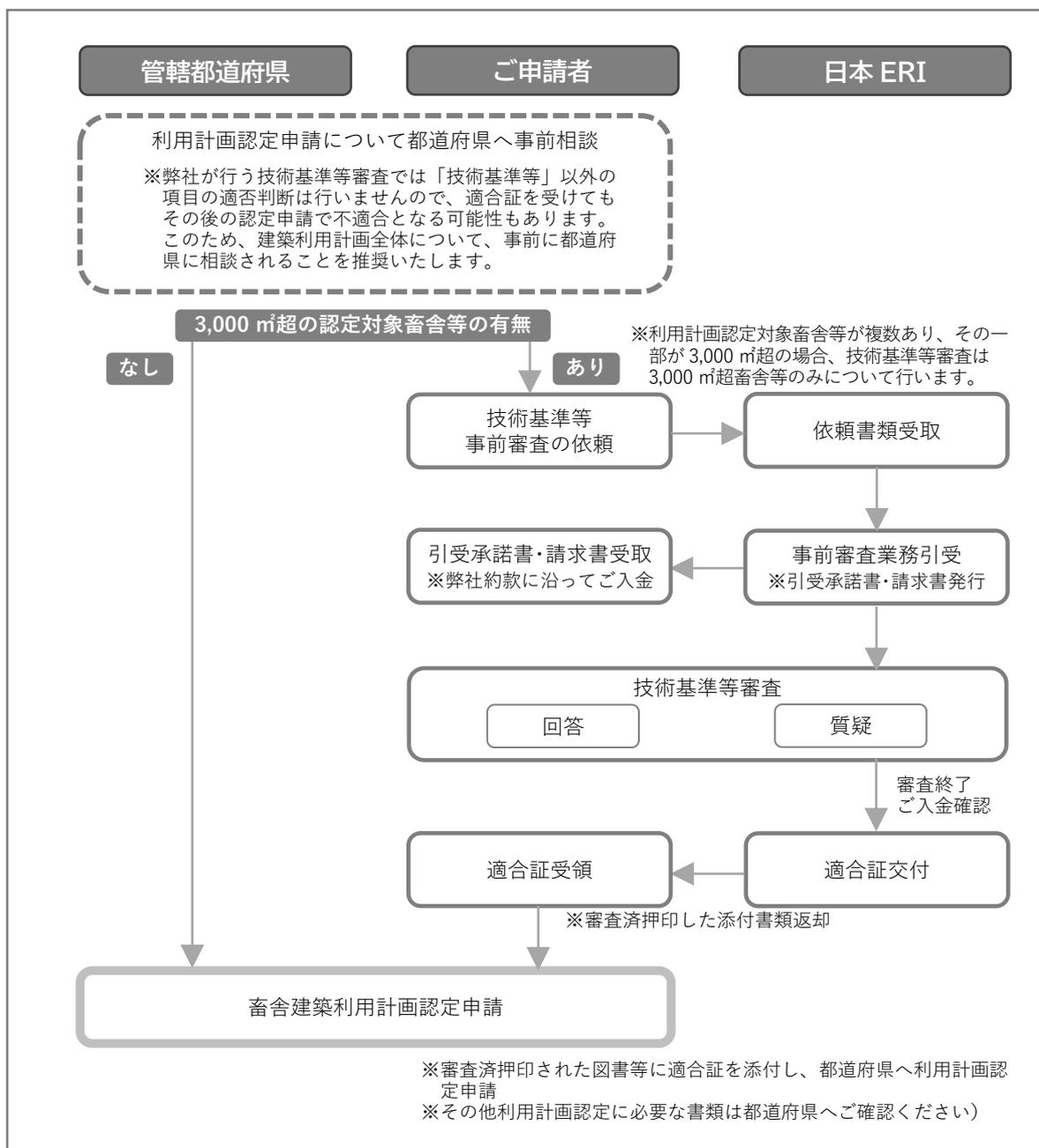
★控えの返却をご希望される場合は2部ご提出ください。

☆都道府県の指導により3部提出を希望される場合は、提出先支店まで事前にご相談ください。

● 技術基準等審査の流れ

弊社が行う技術基準等審査の大まかな流れは以下の通りです。

* 表内の①～④の番号は前ページ下の表に記載した提出書類に対応しています。



● 適合証交付後に計画の変更が生じた場合について

認定を受けた計画の変更については、「変更計画認定」を受ける必要がある場合と、「軽微な変更の届出」を行う場合があります、いずれも都道府県が事務を行います。変更に係る部分が技術基準等に関する事項である場合、弊社が変更認定技術基準等審査や、軽微な変更該当証明業務を行う場合がありますが、その判断についてまず都道府県にご相談いただく必要があります。

● 電子データによる申請について

弊社で行う技術基準等審査手続きについては電子データによる申請の取扱いはありません。

以上

□ 参考：認定申請書*1と審査依頼書*2に記載する畜舎等の番号について

技術基準等審査では、当社に提出する「技術基準等審査依頼書（以下「審査依頼書」*2）」だけでなく、「都道府県に提出する畜舎利用計画認定申請書（以下「認定申請書」*1）」も併せてご提出いただきます。この「認定申請書」の記載内容のうち、技術審査に係る部分は審査の対象となります。

認定申請書2枚目以降の「畜舎建築利用計画」には、畜舎等の棟ごとの情報を記載する箇所が複数ありますが、各箇所の番号は同じ畜舎等の情報については同じものを付けてください。

* 都道府県により異なる記入方法が示される場合は、都道府県の示す記入方法を採用してください。

◇ 例:全体で4棟建築し、うち2棟が3,000㎡超の場合

【各畜舎等の概要】	
・豚舎①	：床面積合計 3,650㎡
・堆肥舎①	：床面積合計 600㎡
・豚舎②	：床面積合計 4,500㎡（構造上、2,000㎡、2,500㎡）
・豚舎③	：床面積合計 1,200㎡

認定申請書(畜舎建築利用計画)内の各欄					
第2欄 (1)		第2欄 (3)		第4欄 (2)	
②		③		第4欄 (3)	
豚舎①	番号1 飼養施設	番号1 木造 B	番号1 3,650㎡	番号1 〇〇〇	番号1 3,650㎡
堆肥舎①	番号2 堆肥舎	番号2 S造 B	番号2 600㎡		
豚舎②	番号3 飼養施設	番号3 木造 B	番号3 4,500㎡	番号3 〇〇〇	番号3-1 2,000㎡
					番号3-2 2,500㎡
豚舎③	番号4 飼養施設	番号4 木造 B	番号4 1,200㎡		

申請されるすべての畜舎等

3,000㎡超の畜舎等のみ

● 審査依頼書に記載する番号との関係

審査依頼書には、認定申請書第4欄に記載された畜舎等を記載し、その番号は認定申請書と同一数字を記載します。

◇ 上記例の場合は、番号1：豚舎①、番号3：豚舎②が審査依頼書に記載されます。